



熊本市国民健康保険運営協議会資料

①令和4年度国民健康保険料率等について（諮問）

～賦課限度額等について～

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（概要）

<改正趣旨>

「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するもの。

<改正内容>

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げる。

賦課限度額について（諮問）

○国保料の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げられていくもの。

○令和4年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、基礎賦課分を2万円、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げる。（介護納付金分は据え置く）

保険料額

